各　位

宮城県歯科医師協同組合

休診補償制度【所得補償保険】のご案内

日頃より当組合の事業にご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、当組合が推奨しております休診補償制度【所得補償保険】についてご案内いたします。この制度は、病気やケガで就業不能となり休診された場合の収入減を補償する基本補償に加え、70 歳まで対象期間を延長するなどの補償をオプションで補うことができる保険になっております。また、契約者が日本歯科医師会となっており、団体割引 30%が適用されております。是非この機会にご検討くださいますようお願い申し上げます。

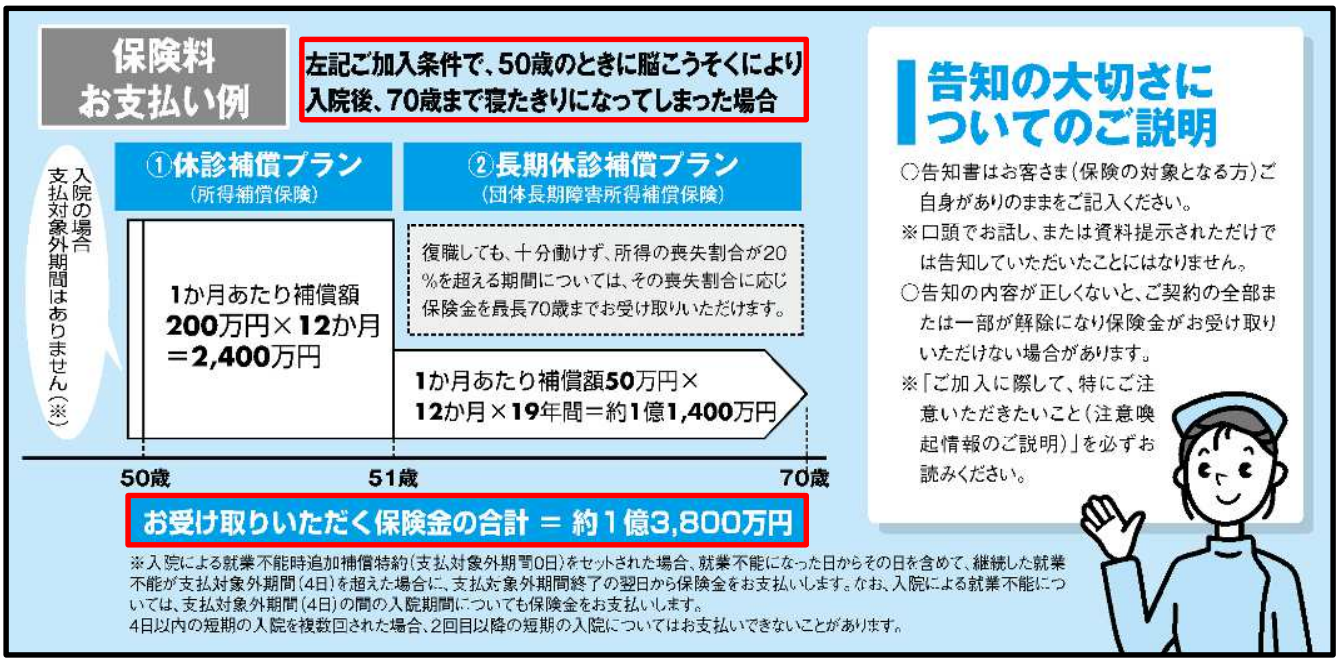
この保険の特徴

◇ お申し込みには、**加入依頼書**と健康状態に関する**告知書（３つの質問に回答する内容に変更となり簡素化されました）**が必要となります。

◇ 基本補償に必要に応じ各オプションをセットしてご加入いただけます。

告知書簡素化

① **休診補償制度**（基本補償）･･･ １年間の休診補償が必要であれば
② **長期休診補償制度**（オプション）･･･ 長期の休診補償が必要であれば
③ **代診費用補償制度**（オプション）･･･ 代診医師の手配に備えて
④ **従業員休業補償制度**（オプション）･･･ 勤務医や衛生士など従業員の給与補償に備えて
⑤ **専業主婦制度**（オプション）･･･ 専業主婦の休業補償に備えて



パンフレットをご希望の先生は**裏面**送付依頼書にてお申し込みください

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。
詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

宮城県歯科医師協同組合 宛

休診補償制度【所得補償保険】パンフレット送付依頼書

ＦＡＸ：０２２－２２２－６０３０

ご氏名	
ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ 送付先	○で囲んでください 診 療 所 そ の 他　（その他の場合のみ送付先をご記入ください） 〒

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

休業補償制度【所得補償保険】の特徴

1. 24時間、国内外を問わずほとんどの病気、ケガによる就業不能（就業障害）を補償!
2. 通常の医療保険などでは補償されない医師の指示による自宅療養期間の収入減も補償! ※⑤専業主婦制度を除きます。
3. 団体割引30%適用により個々で加入されるよりお得!
4. 地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガで就業不能（就業障害）となった場合も補償!
5. 急増するメンタル不調（気分障害（躁病、うつ病など））の精神障害にも対応!
6. 健康状態に関する告知のみでご加入OK! ※告知された内容によっては、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。
7. 保険金を受け取っても継続OK!通算1,000日分の保険金を受け取るまでご契約を継続できます。
 ※１回の就業不能による対象期間は各制度の対象期間が限度となります。　※長期休診補償制度を除きます。
8. 保険料は、毎月宮城県歯科医師会届出の口座より引き落としのため便利!
9. １年間無事故の場合、保険料の20%をお返しいたします。
 ※中途脱退（解約）された場合は、「無事故戻し返れい金」はお返しできません。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

＜お問い合わせ先＞取扱代理店　宮城県歯科医師協同組合　保険課 TEL:022-716-7217

引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　仙台支店法人第一支社　TEL:050-3788-3655

（承認番号：SJI26-13263　2026/9/14）